

## 文化財の指定に関する諮問について

昭島市文化財保護審議会条例（昭和 51 年昭島市条例第 32 号）第 2 条第 1 号の規定に基づき、下記の文化財を昭島市指定にするため、昭島市文化財保護審議会に諮問したい。

### 記

- (1) 種 別 有形文化財（古文書）
- (2) 名 称 指田十次家文書一括
- (3) 所有者 指田 健一
- (4) 管理者 昭島市教育委員会

### (5) 指定すべき理由

指田家は、昭島市上川原町に江戸時代以来居を構え、代々上川原村の名主や戸長を務め、また豪農として知られた旧家である。上川原村は、市域の他村とは異なり、江戸時代を通じて入組支配がなく、全域が幕府領という一元支配の村であった。そのため、文書の分析を通して村の様子を一元的に知ることができるという点が特徴的な文書群である。本文書群は、このような指田家に伝来した近世・近代の文書・記録類で、総数はおよそ二千数百点余（別紙参照）を数える。その大半は昭和 50 年、昭島市市史編さんに際して行われた史料調査で明らかになり、当時の所蔵者指田十次氏の御承諾を得て目録を作成し、また市史執筆にも供された。

その後、一時その所在が確認できない時期もあったが、令和 3 年 12 月、現所蔵者の指田健一氏の御承諾をいただき、文書の所在確認と再調査を進め、新たに確認された文書 200 点余も加えて一本とし、再度文書目録を作成、ここに改めてその全貌が明らかになったものである。

名称については、昭和 51 年に刊行した『昭島市史資料編 地方文書目録 I』に、当時の所蔵者名をもって「指田十次家文書」として収録されている

ので、現在所蔵者は指田健一氏に替わっているが旧来の名称を踏襲した。なお、本年3月、本文書群は一括、指田健一氏より市教育委員会に寄託され、アキシマエンスに保管されている。

文書の内容は、寛文7（1667）年の上川原村検地帳写を最古とし、江戸中期から明治に至るぼう大な文書群で、上川原村のいわゆる名主・戸長役筋の行政史料が大半を占め、それによって近世・近代の上川原村内外の支配行政、村況、戸口、貢租、産業、社会情勢、文化活動など、さまざまな歴史を知ることができ、地域史料としてきわめて貴重である。

このことから、昭島市文化財保護条例（昭和51年昭島市条例第31号）第4条第1項に規定する昭島市指定有形文化財（古文書）に指定したい。

## (別紙) 指田十次家文書一括分類・点数一覧

分類	調査	一次調査	二次調査		計
			細目化	追加分	
A	支配	116		4	120
B	村政・村況	255		24	279
C	戸口	71		3	74
D	土地	99		1	100
E	貢租	551		4	555
F	農業・諸産業	179	*91	20	289
G	金融・貸借	266		8	274
H	社会・文化	194		25	219
I	家	171		20	191
J	絵図	3		0	3
K	刊行物・その他	42		14	56
合計		1,947	*91	123	2,160

\*この数字は一次調査で91点一括一項目として採録されていたF86〔甲州生糸買入金横領出入関係書類〕を細目化したもの。したがって右端のF農業・諸産業の計289と合計の計2,160は一致しない。